

新たな 人材獲得の チャンス!



誕生! 新・雇用形態が実現する「新しい人材獲得のカタチ」

在籍型出向 人事交流 兼業・副業

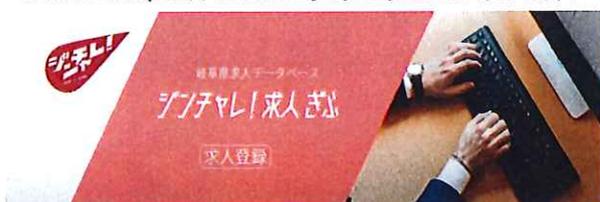
<在籍型出向や兼業・副業の例>

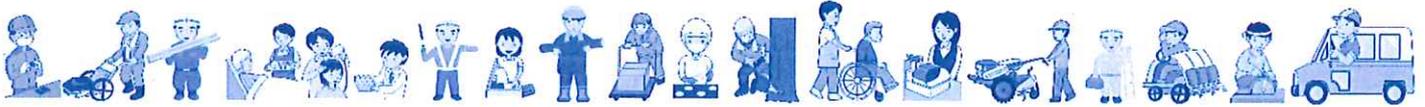
- ・観光バス運転手が物流会社のトラック運転手に
- ・輸送用機器製造業から建設機械部品製造業へ
- ・休業等を余儀なくされている企業の従業員等を短期の農業労働力へ
- ・レストランや旅館の調理師がスーパーのバックヤード調理師へ

ジンチャレ!求人票が『人材マッチングにつながる新しい雇用形態』で作成可能になりました。
新・雇用形態<在籍型出向・人事交流・兼業・副業>いずれかのジンチャレ!求人票を作成していただくことで、特設サイト「労働力シェアリング」とデータ連携し、事業者間で求人情報を共有、人材のスピード確保につながります。

▼まずはこちらで、ジンチャレ!求人票作成
→雇用形態を出向、人事交流、兼業・副業に!
URL : <https://www.kyujin.jinzai-gifu.jp/>

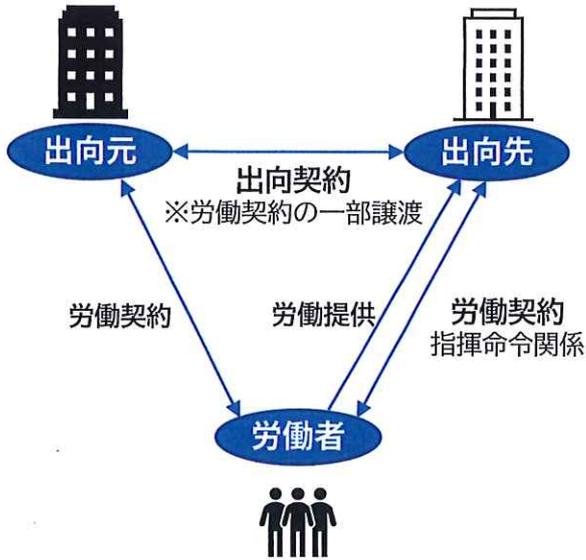
▼雇用形態<在籍型出向・人事交流・兼業・副業>で自動掲載されます。
URL : <https://www.jinzai-gifu.jp/worksharing/>





新・雇用形態とは ＜在籍型出向・兼業・副業＞

在籍型出向とは



在籍出向とは、社員としての籍を残したまま他社で勤務させる人事異動のひとつ。具体的には、出向元と出向先とが対象社員についての出向契約を締結することで、社員との労働契約を維持したまま、その労働契約の権利の一部を出向元から出向先に譲渡させ、出向先で業務を行わせることが可能になるもの。

*在籍型出向のメリット

- 出向元
人材の雇用維持、固定費(人件費)の削減
- 出向先
固定費(人件費)を抑えることのできる人材の確保
- 出向労働者
雇用・賃金の維持

※賃金の負担方法等、事業者間の人材融通を行う上で発生する各種問題に対応するため社会保険労務士による無料相談を実施しております。

【社会保険労務士による無料相談受付窓口】

TEL:058-278-1146

(岐阜県中小企業総合人材確保センター内)

<留意点>

・在籍型出向での人材受入を希望される企業は、**ジンチャレ！**求人データベースへ登録してください。併せて、産業雇用安定センターへの登録をお勧めします。

URL : <https://www.kyujin.jinzai-gifu.jp/>

【産業雇用安定センターとは】

労働力需給に関する変化に対応した労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、全国ネットワークで人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業の取り繋ぎを行う公的機関。

<サービス内容>

- ・再就職、出向等の人材マッチング
- ・人材育成、交流、キャリアステップアップのための出向支援
- ・キャリア人材バンク 等

兼業・副業

兼業・副業を希望する者は年々増加傾向にあります。理由は「収入を増やしたい」「1つの仕事だけでは生活できない」「自分が活躍できる場を広げる」「様々な分野の人とつながりができる」「時間のゆとりがある」「現在の仕事で必要な能力を活用・向上させる」等様々であり、また形態も正社員・パート・アルバイト・会社役員・起業による自営業主等さまざまです。



岐阜県中小企業総合人材確保センター

お問い合わせ

岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階

TEL 058-278-1146 FAX 058-278-1148

E-Mail : kigyo@jinzai-gifu.jp



ジンサポ!ぎふ

岐阜県の雇用維持・継続人材マッチング支援

「働き手」を活かす、つなぐ。

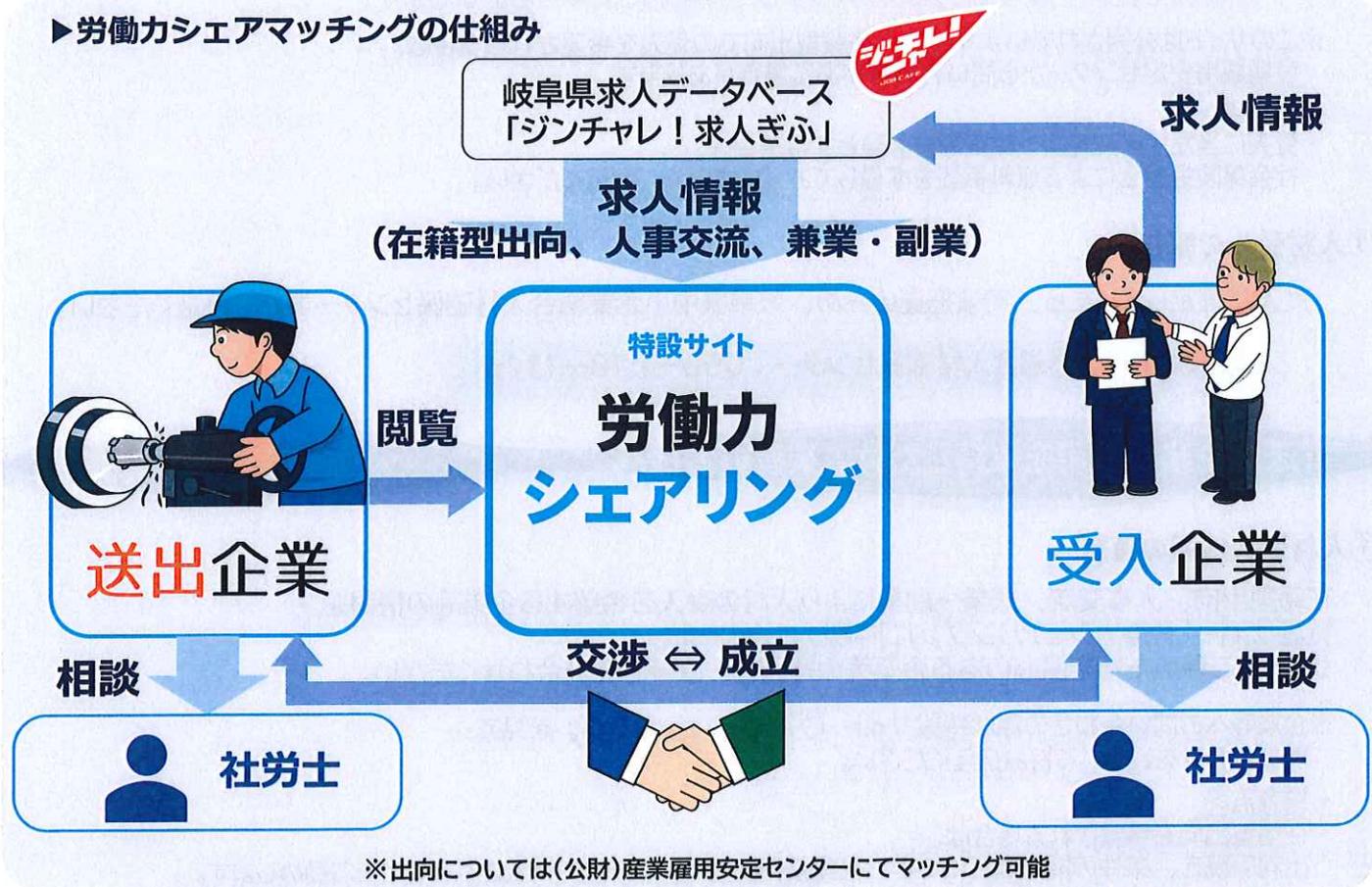
特設サイト《労働力シェアリング》緊急OPEN!

新型コロナウイルス感染症の影響で雇用維持に苦慮する事業者と人手不足の事業者の人材マッチングを支援します。

雇用維持・継続人材マッチング支援とは

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一時的に従業員の雇用維持に苦慮している業種がある一方で、「新たな日常」の中、需要が増している企業等があり雇用の需給ミスマッチが生じています。岐阜県ではこの解消に向け特設サイト「労働力シェアリング」を開設し、労働力が不足する事業者と余剰のある事業者の雇用維持・労働力シェアリングの支援を行います。

▶労働力シェアリングの仕組み



特設サイト 労働力シェアリング

岐阜県では、幅広い求職者の支援拠点「岐阜県総合人材チャレンジセンター（愛称：ジンチャレ！）」において、求職・求人データベースシステム（ジンチャレ！求人ぎふ）により、業種関係なく求人情報を提供しています。このたび、「ジンチャレ！求人ぎふ」に登録された求人情報のうち、在籍型出向、人事交流、兼業・副業の求人情報を見やすく発信する特設サイト「労働力シェアリング」を開設しました。

【求人情報を登録すると】

○在籍型出向、人事交流

雇用維持に苦慮している事業者が出向の受入を希望する場合、直接連絡があります。

○兼業・副業

兼業・副業可能な人材が就業したい場合直接連絡があります。

URL: <https://www.jinzai-gifu.jp/worksharing/>

▼特設サイトはこちら



岐阜県 新たな雇用支援を開始します。

労働力シェアリング

コロナ禍でも在籍型出向、人事交流、兼業・副業で雇用維持をサポートします。
新型コロナウイルス感染症の影響で雇用維持に苦慮する事業者と人手不足の事業者の人材マッチングを支援します。

* 特設サイト 労働力シェアリングご利用手順

【受入企業】人材を求める事業者の皆様へ

①求人票の登録

ジンチャレ！求人データベースに求人情報を登録してください。

※ジンチャレ！求人データベースへの求人情報登録には事前に企業情報の登録が必要です。

※ジンチャレ！求人データベースに登録された求人情報は、「スタンバイ」等、民間の求人サイトにも掲載されます。

※登録された求人情報の内、在籍型出向、人事交流、兼業・副業の求人情報は、それらだけを集めた特設サイト「労働力シェアリング」に自動的に掲出されます。

<留意点>

- ・在籍型出向での人材受入を希望される企業等は、ジンチャレ！求人データベースへの登録とともに、産業雇用安定センターへの登録をお勧めします。

※1

②人材の受入調整

サイトを見た企業、個人から連絡が入りましたら個別に交渉をお願いします。

※このサイトは公開されていますので、在籍型出向での受入を希望される場合は、産業雇用安定センターから問い合わせがある場合があります。

<留意点>

- ・受入に当たり就業規則の改正等を必要とする場合は、社会保険労務士による無料相談を準備しておりますのでご利用ください。

※2

③人材受入の報告

受入が確定しましたら、実績把握のため、岐阜県中小企業総合人材確保センターまでご連絡ください。

岐阜県中小企業総合人材確保センター：058-278-1146

【送出企業】雇用を維持したい事業者の皆様へ

①人材受入情報の確認

在籍型出向、人事交流、兼業・副業により人材の受入を希望する企業等の情報を特設サイト「労働力シェアリング」に掲載しております。

サイトをご覧いただき関心のある企業等の連絡先へ直接お問い合わせください。

※企業等へお問い合わせの際は特設サイト「労働力シェアリング」を見て問い合わせをしている旨お伝えください。

<留意点>

- ・在籍型出向を希望される場合は、出向手続き、条件の調整などにつき、産業雇用安定センターにご相談されることをお勧めします。

※1

②送出し条件の調整

サイトに求人情報を掲載している企業に個別に交渉をお願いします。

<留意点>

- ・兼業・副業等を行う場合は就労規則等の改正が必要な場合があります。就業規則の改正等を必要とする場合は、社会保険労務士による無料相談を準備しておりますのでご利用ください。

※2

※1【産業雇用安定センターとは】

労働力需給に関する変化に対応した労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、全国ネットワークで人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業の取り繋ぎを行う公的機関。

<サービス内容>

- ・再就職、出向等の人材マッチング
- ・人材育成、交流、キャリアステップアップのための出向支援

産業雇用安定センター岐阜事務所：058-246-7060

※2【社会保険労務士による無料相談受付窓口】

TEL：058-278-1146

(岐阜県中小企業総合人材確保センター内)

「岐阜県の雇用維持・継続人材マッチング事業」

お問い合わせ：岐阜県 商工労働部 産業人材課

TEL：058-272-8406